

# どろんこ

2024年6月6日(木)

691号

船橋市職労福祉支部

発行責任者 村上はつみ



# 24春闘交渉

## 「育休者」定数外に

5月21日(火)総務部長交渉がありました。組合では、さまざまな要求を出し、交渉に臨みました。詳しくは、「ふなみち」をご覧ください。

保育園を含めた福祉施設では、「人手不足」の声をよく聞きます。保育士の募集に対し、応募者が以前より減ってきているようです。保育士になりたい人も減っているようですが、近隣自治体と保育士の取り合いになっている現状もあるようです。

「育児休業者」は、これまでは、会計年度任用職員で代替されています、正規にしかできない仕事(保育園では特に7-7当番など)が厳しくなっていました。その為、「育休代替を正規で」と交渉してきましたが、船橋市の定数条例で、「育休者」も定数となっていてそれができ

ませんでした。

ところが、令和6年3月22日の議決で、

「船橋市職員定数条例(昭和35年船橋市条例第16号)の一部を次のように改正する。

『育児休業の取得促進等に伴う業務執行体制の確保のため、定数外とすることができるとする職員を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

次に掲げる職員は、定数外とすることができるとする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定により休職を命ぜられている職員

2休職者が休職を解かれた場合において、定数を超える者となったときは、その者を定数外とすることができる。

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により**育児休業をしている職員**』

となり、「定数外」となったことで、「育休代替を正規で」が可能な状況となりました。

今まで、組合で言い続けてきた成果が実り、そのことから今回強く要求しています。

育休については、今後、正規職員で育休代替が入らないことは、条例違反となります。

育休代替については、正規職員で配置させていきましょう!」

保育園においては、4月より変更されている「職員配置基準」の変更を速やかに行うよう要求しました。

「いつまでに変更するのか」と聞きましたが、期間については明言を避けたので、「このままズルズルとのばすのか」と反論しました。「それはない」との回答でした。

第36回福祉施設支部総会 開催

6月13日(木) 18時〜

勤労市民センター

第1・2講習室

## 2024年度 「児童福祉法」改正のポイント

2024年の児童福祉法改正では、子育て支援や自立支援、障がい児への支援が強化されます。子育て世帯が相談しやすい相談支援機関等新たな機関が設置されるようになり、今後はこうした機関と保育園の連携が必要になるかもしれません。

### ①こども家庭センター、相談機関の設置

虐待や貧困などの問題を抱えたこども・保護者を支援する「こども家庭総合支援拠点」妊産婦や乳幼児の保護者の相談機関「子育て世代包括支援センター」を一体化し、支援の必要な家庭の見落としを防ぐ

### ②家庭支援事業の強化

保育園では、「家庭支援」の業務が増える事が予想されます。「子育て世帯が相談しやすい相談支援機関を保育園に整備すること」という内容が含まれています。

「相談支援機関」が保育園と別の機関なのか、保育園側で設置するかは不明ですが、連携して保護者を支援する機会が増えそうです。

### ③障がい児支援の質の底上げ

「幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援を行う」「地域の障がい児通所支援事業所に対して支援内容の助言・援助を行う」児童発達支援センターの役割・機能を明確化し、適切な発達支援の提供に繋がります。

### ④児童養護施設の年齢制限の撤廃

児童養護施設や自立援助ホームに入所している児童が上限年齢に達すると支援を打ち切られていました。退所するときに「生活費や学費に不安がある」との意見が多くあり、今後20歳以降、児童自立生活援助事業を活用して、必要とされる時期まで自立支援が受け続けられるようになります。

### ⑤児童相談所支援の強化

民間との協働で「親子再統合の事業の実施」や新たな児童福祉施設として「里親支援センター」を創設します。

児童相談所入所措置時や一時保護のとき、児童にとって最善を考慮し、児童の意見・意向を加味した措置となるよう「児童の意見聴取」を行う事となりました。

### ⑥こどもの「一時保護」の判断に司法が介入

一時保護の判断の適正性や手続きの透明性確保のため、一時保護開始時の司法審査が導入されます。一時保護開始時に、親権者の同意がある場合を除き、保護開始から7日以内に裁判官に「一時保護状」の請求手続きが設けられました。

### ⑦虐待などに関するあらたな資格「こども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」の設置

「こども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」という新たな資格が新設されます。児童虐待を受けた児童の保護対応について、十分な知識・技術を有する専門家で、国の基準を満たした認定機関が認定した研修等を経て取得できる資格で、資格取得には一定の実務経験や研修の終了、試験の合格が必要となる予定です。

### ⑧児童をわいせつ行為から守る環境整備

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うと共に、ベビーシッター等に対する業務停止命令等の情報を公表・共有します。